

【令和7年より「103万円の壁」は178万円を目指して引き上げへ！！】

基礎控除額の引き上げ

【概要】 令和7年分以後の所得税より、合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除額を48万円から**58万円**へ引き上げる。

○控除額は以下の通り（案）となる（住民税計算上の基礎控除額は改正なし）。

合計所得金額	基礎控除額
2,350万円以下	58万円
2,350万円超 2,400万円以下	48万円
2,400万円超 2,450万円以下	32万円
2,450万円超 2,500万円以下	16万円
2,500万円超	0円

給与所得控除額の引き上げ

【概要】 令和7年分以後の所得税より、給与所得控除の最低保証額を55万円から**65万円**へ引き上げる（住民税計算上の給与所得控除額も同様に引き上げ）。

特定親族特別控除(仮称)の新設

【概要】 令和7年分以後の所得税より、同一生計の年齢19歳以上23歳未満の親族等で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合に特定親族特別控除が適用される。

○控除額は以下の通り（案）となる。

親族等の合計所得金額	控除額	親族等の合計所得金額	控除額
58万円超 85万円以下	63万円	105万円超 110万円以下	21万円
85万円超 90万円以下	61万円	110万円超 115万円以下	11万円
90万円超 95万円以下	51万円	115万円超 120万円以下	6万円
95万円超 100万円以下	41万円	120万円超 123万円以下	3万円
100万円超 105万円以下	31万円		

改正に伴う所要の措置

要件	現行	令和7年分以後（案）
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	58万円以下
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等要件	48万円以下	58万円以下
勤労学生の合計所得金額要件	75万円以下	85万円以下
家内労働者等の事業所得の所得計算特例要件	55万円以下	65万円以下